

身に覚えのない 商品の送いつけ事案の多発！

加古川署管内において何者かがインターネットで商品を注文し、代金引換払いで個人宅宛てに配達させる事案が多発しています。

対処の方法

● 代金を支払う義務はありません

商品を一方的に送り返されただけでは、契約は成立していないので、払う必要はありません。

● 保管期間を過ぎれば自由に処分できます

送られてきた商品の所有は業者にあり、特定商取引に関する法律（第 59 条）では、一定の保管期間を設けています。

● 保管期間

- ① 消費者が引き取りを業者に要求した場合には、その日から 7 日間
- ② そのまま放置していた場合は 14 日間（商品の受領日から起算）

● 消費者には、

- ① この期間は、自分の財産と同じように保管する義務が生じます。
- ② この期間に使用したり処分した場合は購入を承諾したとみなされ、支払い義務が生じます。

加古川警察署 生活安全第一課

☎(079)427-0110（代表）